



山形県公報

平成30年12月7日(金)
第3001号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定……………(置賜総合支庁地域保健福祉課) ……1141
- 第5種共同漁業権遊漁規則の変更の認可……………(水産振興課) ……同
- 事業の認定……………(県土利用政策課) ……1146
- 道路の位置の指定……………(最上総合支庁建築課) ……1147

### 公 告

- 平成30年度自衛官候補生の募集……………(市町村課) ……同

## 告 示

### 山形県告示第856号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成30年12月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                       | サービスの種類 | 指定年月日      |
|--------------------|-----------------------------------|---------|------------|
| 特定非営利活動法人あいあい      | あいあい訪問介護事業所<br>米沢市門東町二丁目7番21号-102 | 訪 問 介 護 | 平成30.11.30 |

### 山形県告示第857号

漁業法(昭和24年法律第267号)第129条第3項の規定により、次のとおり第5種共同漁業権遊漁規則の変更を認可した。

平成30年12月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 漁業権者の名称及び住所  
イ 名 称 両羽漁業協同組合  
ロ 住 所 酒田市落野目字川前63番地の3
- (2) 漁業権の免許番号  
内共第1号
- (3) 変更の内容

第3条第1項の第2表中

|             |   |             |       |
|-------------|---|-------------|-------|
| 1年間 25,700円 | を | 1年間 31,000円 | に改める。 |
| 1年間 15,400円 |   | 1年間 20,000円 |       |

- (4) 変更後の遊漁規則の施行日  
平成31年4月1日

- 2 (1) 漁業権者の名称及び住所  
イ 名 称 県南漁業協同組合

ロ 住 所 米沢市舘山二丁目2番21号

(2) 漁業権の免許番号

内共第2号

(3) 変更の内容

第12条第1項の第2表中

|     |         |
|-----|---------|
| 1年間 | 25,700円 |
| 1年間 | 15,400円 |

を

|     |         |
|-----|---------|
| 1年間 | 31,000円 |
| 1年間 | 20,000円 |

に改める。

(4) 変更後の遊漁規則の施行日

平成31年4月1日

3 (1) 漁業権者の名称及び住所

イ 名 称 西置賜漁業協同組合

ロ 住 所 西置賜郡白鷹町大字荒砥乙555番地の1

(2) 漁業権の免許番号

内共第3号

(3) 変更の内容

第3条第1項の第2表中

|     |         |
|-----|---------|
| 1年間 | 25,700円 |
| 1年間 | 15,400円 |

を

|     |         |
|-----|---------|
| 1年間 | 31,000円 |
| 1年間 | 20,000円 |

に改める。

(4) 変更後の遊漁規則の施行日

平成31年4月1日

4 (1) 漁業権者の名称及び住所

イ 名 称 最上川第一漁業協同組合

ロ 住 所 西村山郡朝日町大字宮宿1103番地1

(2) 漁業権の免許番号

内共第4号及び内共第5号

(3) 変更の内容

第10条第1項のイ表中

|         |
|---------|
| 25,700円 |
| 15,400円 |

を

|         |
|---------|
| 31,000円 |
| 20,000円 |

に改める。

(4) 変更後の遊漁規則の施行日

平成31年4月1日

5 (1) 漁業権者の名称及び住所

イ 名 称 最上川第二漁業協同組合

ロ 住 所 西村山郡河北町谷地字山王23番地1

(2) 漁業権の免許番号

内共第6号、内共第7号、内共第8号及び内共第9号

(3) 変更の内容

第11条第1項の第2表中

|     |         |
|-----|---------|
| 1年間 | 25,700円 |
| 1年間 | 15,400円 |

を

|     |         |
|-----|---------|
| 1年間 | 31,000円 |
| 1年間 | 20,000円 |

に改める。

(4) 変更後の遊漁規則の施行日

平成31年4月1日

6 (1) 漁業権者の名称及び住所

イ 名 称 丹生川漁業協同組合

ロ 住 所 尾花沢市北町一丁目10番5号

(2) 漁業権の免許番号

内共第10号

(3) 変更の内容

第10条第1項のイ表中

|     |         |
|-----|---------|
| 1年間 | 25,700円 |
| 1年間 | 15,400円 |

を

|     |         |
|-----|---------|
| 1年間 | 31,000円 |
| 1年間 | 20,000円 |

に改める。

- (4) 変更後の遊漁規則の施行日  
平成31年4月1日

- 7 (1) 漁業権者の名称及び住所  
イ 名称 小国川漁業協同組合  
ロ 住所 最上郡舟形町舟形4723番地
- (2) 漁業権の免許番号  
内共第11号及び内共第12号
- (3) 変更の内容

第3条第1項の第2表中

|     |         |
|-----|---------|
| 1年間 | 25,700円 |
| 1年間 | 15,400円 |

を

|     |         |
|-----|---------|
| 1年間 | 31,000円 |
| 1年間 | 20,000円 |

に改める。

- (4) 変更後の遊漁規則の施行日  
平成31年4月1日

- 8 (1) 漁業権者の名称及び住所  
イ 名称 最北中部漁業協同組合  
ロ 住所 新庄市大手町2番66号
- (2) 漁業権の免許番号  
内共第13号及び内共第14号
- (3) 変更の内容

第3条第1項の第2表中

|     |         |
|-----|---------|
| 1年間 | 25,700円 |
| 1年間 | 15,400円 |

を

|     |         |
|-----|---------|
| 1年間 | 31,000円 |
| 1年間 | 20,000円 |

に改める。

- (4) 変更後の遊漁規則の施行日  
平成31年4月1日

- 9 (1) 漁業権者の名称及び住所  
イ 名称 最上漁業協同組合  
ロ 住所 最上郡真室川町大字新町字天神460番地
- (2) 漁業権の免許番号  
内共第15号
- (3) 変更の内容

第3条第1項の第2表中

|     |         |
|-----|---------|
| 1年間 | 25,700円 |
| 1年間 | 15,400円 |

を

|     |         |
|-----|---------|
| 1年間 | 31,000円 |
| 1年間 | 20,000円 |

に改める。

- (4) 変更後の遊漁規則の施行日  
平成31年4月1日

- 10 (1) 漁業権者の名称及び住所  
イ 名称 最上川第八漁業協同組合  
ロ 住所 東田川郡庄内町肝煎字蟹沢52番地
- (2) 漁業権の免許番号  
内共第16号
- (3) 変更の内容

第4条第1項の表中

|                                                    |               |
|----------------------------------------------------|---------------|
| やまめ（さくらますのうち、ふ出後引き続き淡水域で生活する期間におけるものをいう。以下同じ。）、いわな | 4月1日から9月30日まで |
|----------------------------------------------------|---------------|

を

|                                                              |                                    |       |
|--------------------------------------------------------------|------------------------------------|-------|
| 「やまめ（さくらますのうち、ふ出後引き続き淡水域で生活する期間におけるものをいう。以下同じ。）、いわな<br>こい、ふな | 4月1日から9月30日まで<br><br>3月1日から9月30日まで | に改める。 |
|                                                              |                                    |       |

第8条第1項ただし書を削り、同項の表中

|       |    |    |         |
|-------|----|----|---------|
| さくらます | 釣り | 1日 | 5,000円  |
|       |    | 1年 | 15,000円 |

を

|                |    |    |         |       |
|----------------|----|----|---------|-------|
| さくらます<br>(やまめ) | 釣り | 1日 | 5,000円  | に改める。 |
|                |    | 1年 | 15,000円 |       |
| うなぎ            | 徒手 | 1年 | 10,000円 |       |

第11条第1項のイ表中「(あゆ)」及び「(雑魚)」を削り、

|     |         |
|-----|---------|
| 1年間 | 25,700円 |
| 1年間 | 15,400円 |

を

|     |         |       |
|-----|---------|-------|
| 1年間 | 31,000円 | に改める。 |
| 1年間 | 20,000円 |       |

(4) 変更後の遊漁規則の施行日  
平成31年4月1日。ただし、第4条第1項の規定は、同年2月1日。

- 11 (1) 漁業権者の名称及び住所  
イ 名 称 赤川漁業協同組合  
ロ 住 所 鶴岡市本町三丁目3番20号  
(2) 漁業権の免許番号  
内共第17号、内共第18号及び内共第19号  
(3) 変更の内容

第3条第1項の第2表中

|     |         |
|-----|---------|
| 1年間 | 25,700円 |
| 1年間 | 15,400円 |

を

|     |         |
|-----|---------|
| 1年間 | 31,000円 |
| 1年間 | 20,000円 |

に改める。

(4) 変更後の遊漁規則の施行日  
平成31年4月1日

- 12 (1) 漁業権者の名称及び住所  
イ 名 称 月光川養漁業協同組合  
ロ 住 所 飽海郡遊佐町遊佐字沖2番地の27  
(2) 漁業権の免許番号  
内共第20号  
(3) 変更の内容

第3条第1項の第2表中

|     |         |
|-----|---------|
| 1年間 | 25,700円 |
| 1年間 | 15,400円 |

を

|     |         |
|-----|---------|
| 1年間 | 31,000円 |
| 1年間 | 20,000円 |

に改める。

(4) 変更後の遊漁規則の施行日  
平成31年4月1日

- 13 (1) 漁業権者の名称及び住所  
イ 名 称 日向荒瀬漁業協同組合  
ロ 住 所 酒田市市条字八森308番地  
(2) 漁業権の免許番号  
内共第21号  
(3) 変更の内容

第8条第1項のイ表中

|    |         |
|----|---------|
| 1年 | 25,700円 |
| 1年 | 15,400円 |

を

|    |         |
|----|---------|
| 1年 | 31,000円 |
| 1年 | 20,000円 |

に改める。

- (4) 変更後の遊漁規則の施行日  
平成31年4月1日

- 14 (1) 漁業権者の名称及び住所  
イ 名 称 山戸漁業協同組合  
ロ 住 所 鶴岡市山五十川甲406番地  
(2) 漁業権の免許番号  
内共第22号  
(3) 変更の内容

第9条第1項の第2表中

|         |
|---------|
| 25,700円 |
| 15,400円 |

を

|         |
|---------|
| 31,000円 |
| 20,000円 |

に改める。

- (4) 変更後の遊漁規則の施行日  
平成31年4月1日

- 15 (1) 漁業権者の名称及び住所  
イ 名 称 温海町内水面漁業協同組合  
ロ 住 所 鶴岡市小名部字千田98番地1号  
(2) 漁業権の免許番号  
内共第23号、内共第24号及び内共第25号  
(3) 変更の内容

第3条第1項の第2表中

|     |         |
|-----|---------|
| 1年間 | 25,700円 |
| 1年間 | 15,400円 |

を

|     |         |
|-----|---------|
| 1年間 | 31,000円 |
| 1年間 | 20,000円 |

に改める。

- (4) 変更後の遊漁規則の施行日  
平成31年4月1日

- 16 (1) 漁業権者の名称及び住所  
イ 名 称 小国町漁業協同組合  
ロ 住 所 西置賜郡小国町大字岩井沢836番地  
(2) 漁業権の免許番号  
内共第26号  
(3) 変更の内容

第10条第1項のイ表中

|     |         |
|-----|---------|
| 1年間 | 25,700円 |
| 1年間 | 15,400円 |

を

|     |         |
|-----|---------|
| 1年間 | 31,000円 |
| 1年間 | 20,000円 |

に改める。

- (4) 変更後の遊漁規則の施行日  
平成31年4月1日

- 17 (1) 漁業権者の名称及び住所  
イ 名 称 作谷沢漁業協同組合  
ロ 住 所 東村山郡山辺町大字畑谷1992番の3  
(2) 漁業権の免許番号  
内共第27号及び内共第28号  
(3) 変更の内容

第3条第1項の第2表中

|     |         |
|-----|---------|
| 1年間 | 25,700円 |
| 1年間 | 15,400円 |

を

|     |         |
|-----|---------|
| 1年間 | 31,000円 |
| 1年間 | 20,000円 |

に改める。

- (4) 変更後の遊漁規則の施行日  
平成31年4月1日

## 山形県告示第858号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成30年12月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 起業者の名称

米沢市

## 2 事業の種類

（仮称）米沢市窪田防災センター（兼米沢市窪田コミュニティセンター）整備事業

## 3 起業地

（1）収用の部分 山形県米沢市窪田町窪田字桐ノ木地内

（2）使用の部分 なし

## 4 事業の認定をした理由

（1）土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

（仮称）米沢市窪田防災センター（兼米沢市窪田コミュニティセンター）整備事業（以下「本件事業」という。）は、土地収用法第3条第32号に規定する「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に関する事業に該当する。

以上のことから、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

（2）土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である米沢市は、既に必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有することから、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

（3）土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

イ 本件事業の施行により得られる公共の利益について

現在の米沢市窪田コミュニティセンター（以下「窪田コミュニティセンター」という。）は、築後50年が経過し、建物全体の老朽化が著しいほか、耐震性に不安があり、安全、安心を十分に確保しているとは言えない状況である。また、会議室が2階にある和室であり、利用者の中には高齢者もいるため、階段の利用を煩わしいと感じる人や、畳を避け椅子の利用を要望する人等が多く、利用者が不便を感じている状況である。加えて、調理室、会議室及び駐車場が狭あいとなっているほか、各部屋の空調設備の能力が不足している状況である。

また、窪田コミュニティセンターは指定避難所及び応急復旧活動に対応する職員の参集地点として位置付けられているが、前述のとおり建設から50年を経過した建物であり、建物の耐震性（木造であり、耐震診断の対象外）について不安があるため、地区の避難所として安全な建物とは言えず、移転改築を余儀なくされている状況である。

本件事業により防災センターとコミュニティセンターの機能を併せもった施設を新たに建設することで、建物の老朽化や狭あい性を解消し地域住民の利便性を向上させるとともに、施設の耐震化を図り市の収容避難所、防災拠点として市民の安全、安心を確保することが可能となる。

以上のように、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

ロ 本件事業の施行により失われる利益について

本件事業を施行する区域には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律及び文化財保護法により、起業者が保護のため特別な措置を講ずべき動植物及び文化財は確認されていない。

よって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ハ 事業計画の合理性について

本件事業に係る起業地の選定にあたっては、十分な敷地面積の確保、施設利用者の利便性や安全性、経済性等により申請案のほか2案について検討が行われている。申請案と他の2案を比較すると、申請案はほぼ整形な土地であり十分な敷地面積が確保できるほか、支障物件もほとんどなく、集落や現在の窪田コミュニティセンターにも近いため、利便性に優れていることなどから、社会的、地理的、経済的な見地から総合的に勘案すると、申請地が最も適切であると認められる。

ニ イで述べた得られる公共の利益とロで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、ハで述べたように、本件事業の起業地は他の土地と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本件事業は土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

## (4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

イ (3)のイで述べたように、現在の窪田コミュニティセンターは、築後50年が経過し、建物全体の老朽化が著しいほか、耐震性に不安があり、安全、安心を十分に確保しているとは言えない状況である。また、会議室が2階にある和室であるため利用者が不便を感じており、加えて、調理室、会議室及び駐車場が狭あいとなっているほか、各部屋の空調設備の能力が不足している状況である。

また、指定避難所及び応急復旧活動に対応する職員の参集地点としても位置付けられているが、前述のとおり建設から50年を経過した建物であり、建物の耐震性について不安があるため、地区の避難所として安全な建物とは言えず、移転改築を余儀なくされている状況である。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

ロ また、本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画を実現するため必要な範囲であると認められる。さらに、起業地の範囲は一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段には馴染まないため、収用の手段を講じることも合理的であると認められる。

ハ 以上のことから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

## (5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

## 5 起業地を表示する図面の縦覧場所

米沢市教育委員会教育管理部社会教育・体育課

## 山形県告示第859号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建築課及び新庄市役所において縦覧に供する。

平成30年12月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私道最総建第214号
- 2 指定の場所 新庄市十日町字西高谷2550-3の一部、2551-9の一部、2552-12の一部
- 3 道路の現況 幅員 6.00メートル以上9.00メートル以下  
延長 94.57メートル
- 4 指定年月日 平成30年11月27日

## 公 告

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、自衛官候補生の募集を次のとおり行う。

平成30年12月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 募集期間等

| 募集種目           | 募集期間                           | 試験期日          | 試験の概要                        | 試験場の位置 | 試験場の名称     | 採用時期      |
|----------------|--------------------------------|---------------|------------------------------|--------|------------|-----------|
| 自衛官候補生<br>(男女) | 平成30年12月8日(土)から平成31年1月18日(金)まで | 平成31年1月26日(土) | 筆記試験<br>適性検査<br>口述試験<br>身体検査 | 東根市    | 陸上自衛隊神町駐屯地 | 試験合格者のみ通知 |

## 2 応募手続

応募しようとする者は、自衛隊山形地方協力本部において志願票及び受験票を受け取り、これに所定の事項を

記入して、住所地を管轄する市町村長又は自衛隊山形地方協力本部に提出すること。

3 その他

詳細については、自衛隊山形地方協力本部（電話番号023(622)0711）、市役所、町村役場又は山形県企画振興部市町村課（電話番号023(630)2075）に問い合わせること。